

1. 子ども・子育て家庭をめぐる状況

日本における少子高齢化社会の進展は、子どもの出生数減少が大きく影響しているといえます。平成24年の出生数は103万3千人であり、戦後のピーク時の半分以下となりました。子どもが家族や親族、地域社会のなかで愛情をもって育まれる環境実現を考えれば、単純に子どもの数が多いことを良しとするのではなく、相対的な意味で少子社会も一定の意義があるかもしれません。しかし、現代日本の子どもたち、そして子育て家庭は、決して望ましい状況にあるとはいえないでしょう。

子どもの「生きづらさ」は、いじめ、不登校、児童虐待などに象徴されます。

いじめの発生件数は、平成24年度で約19万8千件（於：小中、高校、特別支援学校）認知されています（図1）。しかし、この数値はあくまでも学校が把握した件数であり、いじめによる自殺が報道されるなかでは、まだ把握されていないいじめが存在することが示唆されています。虐待と同様、子どもがSOSを出しにくい状況にあることも知っておくべきです。

不登校児童の数は、平成24年度で約11万2千人（小中）となっています（図2）。不登校となる要因は多様であり、子どもや家族だけが課題を抱えているわけではなく、学校やクラスメンバー、地域社会なども解決すべき課題を有している場合があることも認識する必要があります。

図1 いじめの認知（発生）件数の推移

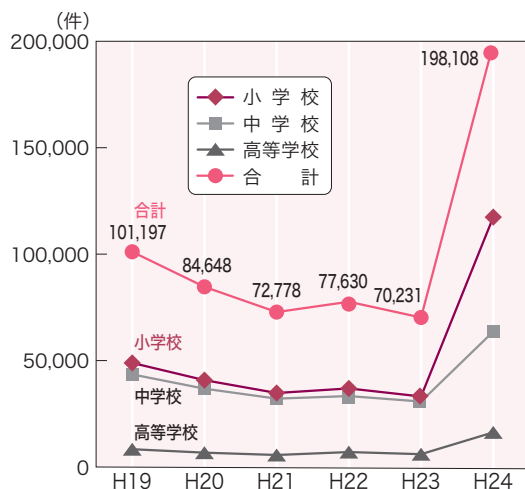
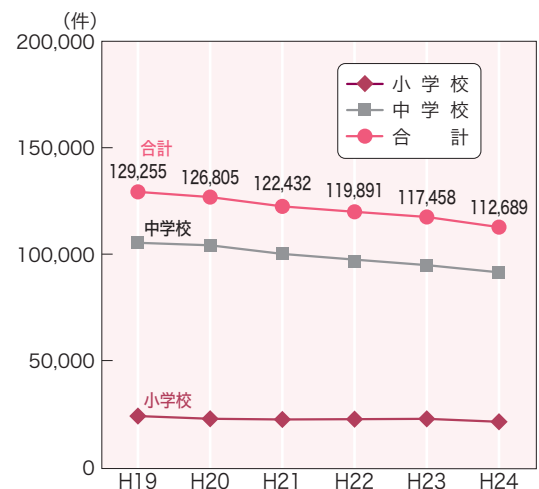


図2 不登校児童生徒数の推移



資料：平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

図3 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

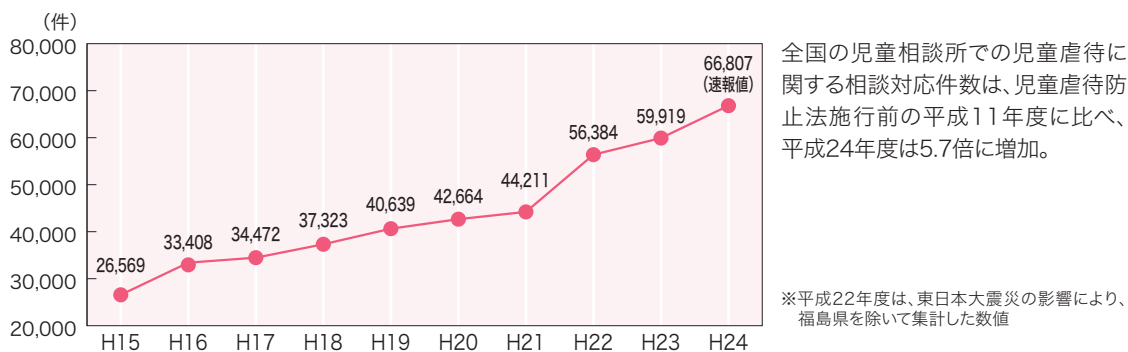


表1 児童相談所での虐待相談の経路別件数 (平成23年度)

総数 59,919件 (100%)

(厚生労働省調べ)

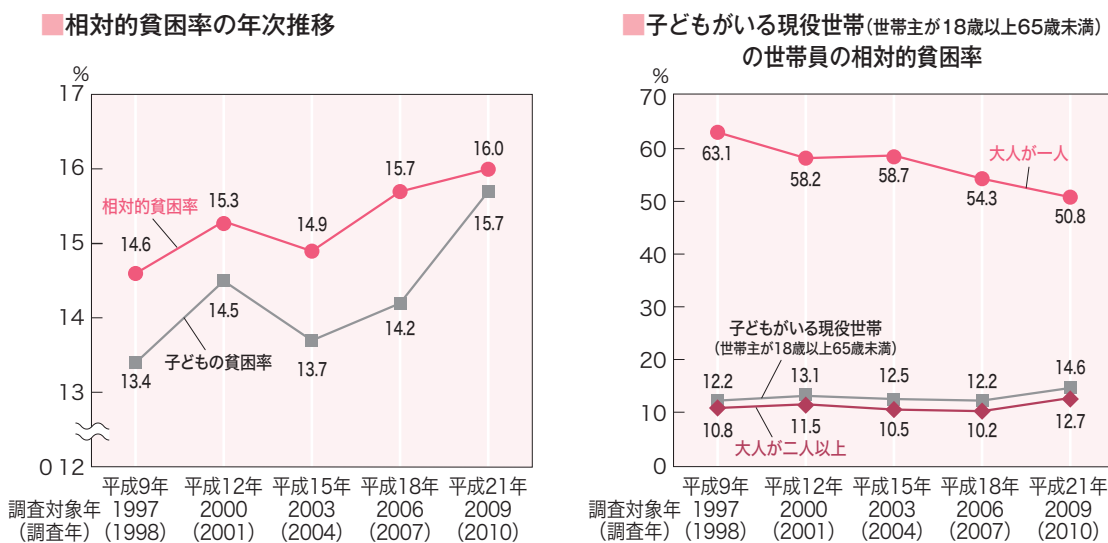
家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員
7,471 (12%)	1,478 (2%)	12,813 (21%)	741 (1%)	6,442 (11%)	327 (1%)
保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他
202 (0%)	2,310 (4%)	1,516 (3%)	11,142 (19%)	6,062 (10%)	9,415 (16%)

児童虐待も把握件数が年々増加しています。平成24年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は66,807件でした(速報値)(図3)。この数値も背後にまだ把握されていない虐待が存在することに留意しなければなりません。ちなみに、子ども自身による相談は全体の約1%であり(平成23年度)、この割合は周囲の大人が発見し、早期に対応がなされるべきことを示唆しています(表1)。それ以上に、虐待の発生予防が必要であり、予防はいじめや不登校という課題にとっても重要です。

子どもの貧困も、今日、社会的に取り組むべき課題となっています。平成20年の貧困率の国際比較では、日本の相対的貧困率はOECD加盟34か国中29位であり、子どもの貧困率は24位でしたが、大人が一人の「子どもがいる世帯」(ひとり親世帯の子ども)では31位でした。日本における相対的貧困率の推移は次頁の図4のとおりです。貧困は、単に衣食住の不充足だけでなく、情報や社会資源からの隔離、孤立をもたらすことともなります。このような状況は、子どもの成長発達にとっても良い影響は与えません。

孤立は、貧困世帯だけの課題ではありません。平成23年3月の東日本大震災以降、「絆」という言葉がしばしば取り上げられ、その大切さが確認されてきました。しかし、その数か月前には「無縁社会」という言葉が社会的に流布していたことを、私たちは忘れてしまっているのではないのでしょうか。「縁」の無い社会では、他者からの支援も期待できず、「無縁社会」は「無援社会」状況を生み出すこととなります。家族だけでは子育ては不可能であり、子どもも豊かに育つことはできません。子どもを育てる家庭が地域から「孤立」してしまえば、場合によっては子どもへの虐待も懸念される状況に陥ります。

図4 日本における相対的貧困率の推移について



資料:「平成22年国民生活基礎調査」

※相対的貧困率とは、所得中央値の一定割合(50%が一般的)を下回る所得しか得ていない者の割合

2. 子ども・子育て家庭に関する施策動向

これらの状況に対して、社会的な取り組みも始まっています。いじめに関しては、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立しました。この法律では、「いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし」たうえで、その対策の基本的な方針などが定められています。このなかでは、いじめの事実確認など、学校がとるべき対策も具体的に示されています。

不登校については、従来のスクールカウンセラー配置に加えて、スクールソーシャルワーカーの配置が進められてきています。両者は、不登校だけではなく、いじめや虐待への対応も行なっています。

児童虐待については、平成12年に制定された「児童の虐待防止等に関する法律」が順次改正されるなかで、児童相談所等による虐待への介入が強化されてきました。平成24年には民法が改正され、親権喪失に加えて、親権の一時停止が規定され、児童福祉法などもあわせて改正されることとなりました。

子どもの貧困に関しては、平成25年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。この法律は、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため」、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。この法律によって、国は「子どもの貧困対策会議」を設置することになりました。また、都道府県は子どもの貧困対策計画をたてることが求められています。子どもの貧困対策としては、厚生労働省もひとり親家庭に大学生などのボランティアを派遣し、子ども

の学習支援や進学相談に応じる「学習支援ボランティア事業」を開始しています。さらに、平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法においても、生活困窮家庭の子どもの学習支援事業が盛り込まれています。

学校を地域住民がサポートし、学校や子どもを地域から孤立させないための活動も始まっています。文部科学省は学校支援地域本部制度（平成23年度からは、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」（補助事業）のなかの1メニューである「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」として実施）を創設し、地域住民との連携協力に取り組んでおり、民生委員・児童委員もこの事業に参画する事例があります。

厚生労働省が創設した地域子育て支援拠点事業は、地域のなかに親子の居場所を提供し、子育て支援に関する情報提供などを行ない、子どもや家族の交流の場となっています。居場所作りに関しては、各地の民生委員児童委員協議会が子育てサロンの実施などに取り組む事例が全国的にも多くあります。

以上のような課題への対応は、民生委員・児童委員をはじめ、国や地方自治体、関係機関・団体等の連携、協力のもと、地域社会全体で取り組んでいくべきものであるといえます。

（松原康雄 明治学院大学副学長・教授）

参考

いじめ防止対策推進法（概要）

〈抜粋〉

一 総則

- 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。